

## 平成23年度第2回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成23年5月24日(火) 16時03分開会  
17時50分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

### ◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

#### 【定第13号議案】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
総務課長	福 田 健勇	学務課長	田 之 上 齊

#### 【定第13号議案以外の議案等】

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真一	総務課長	福 田 健勇
施設課長	岩 切 正己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲朗	図書館長	岩 切 尚子
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀隆
保健体育課長	松 ヶ 野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽一	少年自然の家所長	寺 蘭 裕之
中央学校給食センター所長	平 野 輝久		

### ◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

## ◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
  - 定第12号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕
  - 定第13号議案 代決処分の承認を求める件  
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕
  - 定第14号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件
  - 定第15号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件
  - 定第16号議案 特定事業契約の一部を変更する契約締結に係る議案についての意見に関する件
  - 定第17号議案 鹿児島市スポーツ振興審議会委員の委嘱又は任命の件
  - 定第18号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件
  - 定第19号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件
  - 定第20号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱について〕
  - 定第21号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件
  - 定第22号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件
  - 定第23号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱の件
  - 定第24号議案 鹿児島市立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則制定の件
- 6 協議事項
  - (1) 教育委員会活動の点検・評価の実施方法等について
  - (2) 鹿児島市スポーツ振興審議会への諮問事項について
- 7 報告事項
  - (1) 平成23年度鹿児島市立高等学校入学者選抜学力検査における個人の得点の開示状況について
  - (2) 東日本大震災における被災児童生徒等の就学援助及び幼稚園保育料について
  - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

委員長 ただいまから、平成23年度第2回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、津曲委員と石踊教育長を指名します。

委員 はい。

### 4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日審議する議案13件のうち、第24号議案を除く12件は人事・人選に関する案件及び市議会提出前の意思形成過程の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、特に定第13号議案については関係部課長のみの出席として、冒頭に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないようですので、そのように取り計らいます。

### 5 議案

定第13号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第14号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件

同意

定第15号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件 同意

【両議案とも非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第16号議案 特定事業契約の一部を変更する契約締結に係る議案についての意見に関する件 同意

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第17号議案 鹿児島市スポーツ振興審議会委員の委嘱又は任命の件 原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第18号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の委嘱又は任命の件 原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第19号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件 原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第20号議案 代決処分の承認を求める件 承認  
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱について〕

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 1 号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱又は任命の件

**原案可決**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 2 号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件

**原案可決**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 3 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱の件

**原案可決**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

委員長 ここで、本日は傍聴の申し込みがありましたので、委員の皆さんにお諮りします。傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは傍聴を許可することとします。事務局は傍聴人を案内してください。

(傍聴人、入室)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 2 4 号議案 鹿児島市立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則制定の件

**原案可決**

委員長 それでは、定第 2 4 号議案について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案つづりの 4 9 ページをご覧ください。定第 2 4 号議案 鹿児島市立高等学校入学料の免除に関し特例を定める規則制定の件についてご説明いたします。現在、鹿児島市立高等学校の入学料については、条例でその額を 5, 5 0 0 円

と定めるとともに、教育委員会が特に必要と認める場合に減免することができることといたしております。現行の規則では、生徒の保護者が生活保護を受給している場合などに、免除できるとしているところでございます。次の50ページをお開きください。この規則は、東日本大震災における被災地域の生徒の就学機会の確保を図る観点から、被災地域の生徒が鹿児島市立高等学校に入学する場合の入学料の取扱いについて、特例を定めようとするものでございます。具体的には、被災地域から転入するなどして、平成23年3月11日以降に鹿児島市立高等学校に入学する場合で、入学料の納付が困難な場合には、入学料を免除することができることとするものでございます。この規則は、平成23年度限りの特例制度と考えております。なお、現在のところ、該当者はいないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 現時点では該当者がいないということですが、これから対象者が出てくるかもしれないわけですが、ただ今の説明について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 入学料の免除に関する特例ですが、もし希望者がいた場合、転入試験をするのでしょうか。それとも無条件に入れるのでしょうか。

管理部長 経済的な面での配慮は当然しなければならないと考えておりますが、高等学校の転入に際して、一定の学力がなく、学業を修めることが困難と判断される場合には、入学を許可すべきではないと考えております。

委員 今回の大震災で被災した生徒の就学支援は、大変重要な案件だと思いますので、当然進めてもらいたいと思いますけれども、転入者が1年生とは限らないわけですよね。例えば、現実的にはあり得ないかもしれませんが、卒業間近の3年生が被災して、どうしても卒業するのに単位が欲しいという場合は、何らかの支援の可能性はあるのでしょうか。

教育部長 転入につきましては、鹿児島市内には市立3校のほかに県立高校も合わせて12校ほどございますが、それらの学校の中で、保護者や生徒が希望する場合は、それぞれの学校に問い合わせさせていただいて、各学校の窓口を通して受け入れるということになります。例えば、進学校であればそれぞれの進学校に問い合わせさせていただいたり、各学校との連携を図るようになっているところでございます。

委員 今のお話ですが、最終的には各高校の校長に受入の可否の権限があるということですか。

教育部長 入学につきましては、学校長の裁量でございます。

委員 普通の入学と転入とは違うのですか。

教育部長 一般の入学の場合には、鹿児島県であれば高校入試がございます。他県の場合にも、同様の試験がある場合がありますので、他県での試験結果をもって紹介するというやり方がございますが、途中の転入の場合は、そういった試験がございませんので、それぞれの学期ごとに転入審査を各高校が行いまして、そ

れを受けて可否を判断するということになります。

教育長 　ただし、欠員がある場合に限ります。40人学級に39人しかいないクラスが3つあるから、3人受け入れようとか、そもそも欠員がなければ入れないですね。しかし今回の場合は非常災害だから、41人になっても受け入れようとかはするかもしれないですね。目下希望者はありませんが。

委員 　被災地域の生徒の就学機会を確保するために入学料を免除する、その目的は経済的支援であろうと思いますが、入学料自体は5,500円ですね。実際の経済支援で大事なものは、転入学後の勉強にかかる費用の支援で、授業料はかからないし、奨学金制度もあるけれども、それだけでは不十分なのかなと思います。実質的な就学の機会を確保するための経済的支援というのは、今後されるのですか。

管理部長 　教育委員会の立場から言いますと、所管する範囲内では、とりあえず入学料の免除になろうかと思えます。具体的な経済的支援となりますと、むしろ生活支援になってくると思えますので、福祉ですとか、安心安全の立場から取扱いを検討することになろうかと思えますし、行政として、市だけではなく、県も含めて連携しながら、どんな支援をしていくべきなのかを検討して対応していくことになろうかと思えます。教育委員会の立場だけでは明確にお答えできかねることではあります。

委員 　やはり国や県の問題になるでしょうね。

委員 　そういうことは税金の使途なので、自治体の議会にかけて決めることになるのですか。

管理部長 　現在ある制度の範囲内で対応する分には、いちいち議会にかける必要はございません。例えば、生活保護制度の中でどう運用していくかという話になりますと、国からアドバイスもきておりますので、それに基づいて運用する分には、議会にかける必要はございません。今回の案件は、教育委員会に関する規則の制定ですので、こうして委員会にお諮りしているところでございます。

委員 　今のところ可能性があるのは、現行制度の中でやりくりがきくものについて、ということですね。

管理部長 　そうなります。

委員 　高校はまだいないということですが、小中学校の受入の現状について教えてください。

教育部長 　5月2日現在のデータが上がってきておりますが、現在、被災地から29人の小中学生を本市で受け入れているということでございます。

委員 　親御さんと来ておられるのですか。

教育部長 　はい。保護者も来ております。

委員 　やはりこちらに何らかの身寄りがあつて来ておられるのですか。

教育部長 　はい。親戚がおられるということです。

委員 　今の数字を、小学校と中学校に分けて教えてください。

教育部長 　小学校が24人、中学校が5人でございます。

委員長 　ほかにもございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、本件は原案どおり制定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 それでは異議も無いようですので、定第24号議案については原案どおり制定することにします。

## 6 協議事項

### (1) 教育委員会活動の点検・評価の実施方法等について

委員長 次は、協議事項になります。協議事項(1)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 別紙の協議事項関係資料①をご覧ください。教育委員会活動の点検評価の実施方法等につきましてご説明いたします。まず、資料の最後の12ページをご覧ください。教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱になりますが、本件を協議事項として提案いたしますのは、第3条におきまして、(1)点検及び評価の対象に関する事、(2)点検及び評価の実施方法に関する事は、教育委員会で協議し、決定することと規定されていることによります。資料の1ページにお戻りください。1の新方式に移行する背景でございますが、平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴いまして、教育委員会は、毎年、所管する事務を点検評価することが義務付けられ、本市教育委員会では、これまで3年間に、当初設定した14項目の中から毎年度1、2項目を選定し、点検評価を実施してまいりました。このような中、本市教育委員会では、22年度に教育振興基本計画を策定し、その中で、同計画の進行管理は点検評価によって実施すると決めたことから、点検評価の実施方法を、同計画に即したものと改める必要がございます。本件についてご協議いただくにあたり、事務局案を準備いたしました。2の新方式を構築するにあたり配慮したい事項に、事務局案の基本的な考え方をまとめてございます。1つ目が、個々の事務事業を評価するのではなく、計画にある41施策を点検評価の対象にすること、2つ目が、41の施策を2か年に分けて実施すること、3つ目が、毎年度の改善点や重点的な取組が分かるようにすること、4つ目が、事業の統廃合を含めたスクラップアンドビルドにも配慮することでございます。3の実施方法等でございますが、点検評価の進め方は、これまでの方法を踏襲したいと考えております。具体的には、表の右側に太線で囲んである部分で、最初に計画に掲げた41施策の所管課が一次評価を実施いたします。次に、教育、行政に詳しい学識経験者から意見聴取を行い、その後に、教育委員の皆様で二次評価を実施していただきたいと考えております。(2)の23年度、24年度の点検評価対象施策につきましては、2ページをご覧ください。各施策の点検評価実施年度及び所管課でございます。各施策を2か年に振り分ける考え方は、表の上に記載しておりますとおりで、点検評価対象の41施策を、23年度を20施策、24年度を21施策に分けるとともに、各課が所管する施策も23

年度と24年度でおおむね2等分にいたします。また、初めての取組になりますので、各課が取り組みやすいように、23年度は所管課が1つに限定される施策を中心に選びたいと考えております。その下に、教育振興基本計画に掲げた41施策を列記しており、網掛けが23年度、その他が24年度を実施年度と考えている施策でございます。4ページからは、点検評価で使用の様式を載せてあります。4ページと5ページは、一次評価用のシート、6ページから10ページが教育行政評価会議からの意見聴取シート、11ページが教育委員の皆様による二次評価のシートでございますのでご覧いただきたいと思っております。以上で、本件についての説明を終わります。よろしく協議いただき、決定してくださいませようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明についてご質問などございませんか。

委員 2、3ページを見ると、学校教育課は●が18個も付いています。2か年でやると1年9個ですか。それにしても、1つの課に集まりすぎではないですか。生涯学習課が6個、青少年課が4個、保健体育課も4個ですね。ある程度割愛して、焦点を絞ってもいいのではないですか。人的、時間的に制約がある中で総花的にやる必要があるのですか。

委員 私からも1つ聞きます。例えば、2ページの道徳教育の充実や人権教育の充実を学校教育課が所管するとなっておりますが、どういう判断基準で良い、悪いを評価するのですか。それから、先ほどの意見は私も同感です。相当な作業量になるし、味のない希薄なものになるのではないかと思います。

総務課長 従前の点検評価方法につきましては、既に3年行いましたので委員の皆様もご存知かと思いますが、特定の項目に限定した評価を行ってきました。今回からは、平成22年度に教育振興基本計画を策定しまして、その進行管理という意味もありますので、一定の期間内に41項目全てを点検評価していく必要があるのではないかとこの観点からこのような形でご提案しております。昨年度までの個々の事業に対する点検評価ですと、その項目を所管する課においては、より大変な苦労があったという状況でございました。2か年という限定した期間設定でございますが、この機会に全ての事業について評価をすることは、意味のあることではないかと考えております。確かに、おっしゃられるとおり、所管の多い課にとっては大変な状況もあるかと思いますが、この2年は計画期間の前半5年間を対象としておりますので、5年のうち2か年で一通り点検しますと、全体の評価の仕方にも慣れてくると言えますか、一定のノウハウを得られるのではないかと思いますので、回数を重ねていくことによって、評価の精度も上がり、評価の集積もできた上で事業を実施することができるのではないかと考えております。

委員 今回の改定は全体的には賛成です。今までのやり方は、Aとかa、bに当て込んで評価していましたが、そのAとかaとかの結論が、全体で本当に成就しているかということ、そのあたりの関連が分かりにくかったと思うんですね。むしろ、こういう命題についてはどうだった、という総括がどんと来る方が、ある意味分かりやすい気がしますので、今回の改定の中でその点については評価

しています。それから、学校教育課に比重がかかっているということですが、これは担当業務的に仕方がないんですが、評価する人が1人や2人だったら、その人にとっては非常に負荷がかかることによって、全てが同じような評価になってしまったり、全ての項目をある数名が評価することによって、1つのフィルターでしか見なくなったりするのではないかということが懸念されますので、そこは手法を考えて、複数の人で評価するようにしなければならないと思います。大きな、ざっくりとした捉え方であることによって、総花的になったり、大雑把になったりということをどのように修正、改善するのかということに留意してほしいと思います。

総務課長 ご指摘のとおり、点検評価におきましては、客観性を高めることは何より必要でございます。教育振興基本計画の中には数値目標を設定しておりまして、それが大きな客観的指標になるのではないかと考えております。点検評価シートの中で、教育振興基本計画に掲げた数値目標等を含めて記載することにしておりますので、1つの客観的指標として捉えることができるかと思っております。また、複数でのチェックということも必要なことであろうと思っておりますので、その体制については改めて検討したうえで、実施すべきものと考えております。

委員 評価のしやすい項目、例えば公民館利用者が昨年より何人増えたとかいうことは数値に表れるからいいですけれども、道德教育や人権教育の充実などは、どう判断するのか非常に難しいと思います。そのあたりは、きちんと検証して、客観性をもって行えるようにしてほしいと思います。

委員 資料の1ページの、新方式に移行する背景というところに、22年度に策定した市教育振興基本計画において、進行管理は点検評価によって実施することから、今後は、これに即して進めていかなければならないとありますから、こういう形に変えたいということですよ。

総務課長 おっしゃるとおり、教育振興基本計画の中の、進捗状況の点検及び計画の見直しという章で定めておりますので、このような形で提案しております。

委員 2ページ、3ページの(1)から(5)までのそれぞれ①から始まる各施策を足すと、教育振興基本計画の41施策になるのですよね。皆さんがおっしゃるように、総花的になるきらいはあると私も思いましたが、やはり41施策があげられている以上、点検評価をして、計画がきちんと進捗していくようにせざるを得ないと思います。実際に作業をしていくときに、4ページ、5ページの点検・評価シートを使いながらやっていくのでしょうかけれども、5ページの主な事務事業の欄には、具体的な事業内容ですとか、具体的な成果や課題を一つ一つあげていって、それについて今後どうするかという話になっていくんだらうと思うんですね。ですから、実際にやってみないことには、私ども教育委員としても作業内容がどうなるかというのは、いまひとつピンとこないの、やるしかないんだらうと思っています。もう一つ教えていただきたいのは、1ページに点検評価の進め方として、一次評価、学識の意見聴取と進み、そして二次評価は私どもが自ら点検評価を行うと書いてありますが、具体的には何月までにどこまで行うというタイムテーブルを教えてください。

総務課長 一次評価作業に期間を要することも想定されますが、従前の例で申しますと、担当課による一次評価を6月に行いまして、学識経験者の意見の聴取を7、8月、二次評価につきましては9、10月に実施していただき、議会への報告、公表が11月でございます。また、一次評価及び学識経験者からの意見聴取結果につきましては、まとめ次第、委員の皆様にお示しする予定です。

委員 市の教育振興基本計画は、鹿児島市の教育にとって一番大きな理念になりますので、それがどれだけ実現できているか検証するのは非常に大事なことです。ぜひきちんとやっていかないといけないですね。

委員 私が心配なのは、41施策の中の18施策が学校教育課という1つの課に集中することです。2番の確かな学力などは12施策全てが学校教育課ですよ。

委員 それはまた教育委員会の中で話しあえばいいのではないですか。

委員 それは指定されているからできません。大変な作業量になると思います。例えば、今まで点検評価した、基礎学力とか、体力向上、生涯学習などはカットできないのですか。(2)の確かな学力のところは、学習指導の充実があって、また細かく進路指導、情報教育、消費者教育などがあるんですよ。学校教育課長はいいんですか。できますか。

学校教育課長 がんばります。

委員 私は、教育振興基本計画をベースにして、さらに、鹿児島市の教育委員会として市民にアピールできるような目玉があったらいいなと思うんです。県市町村教育委員会連絡協議会の総会で出水市の研究発表を聞いたのですが、出水市は読書活動の日本一を目指して、かなり積極的に取り組んでいるんです。先日、出水市に泊まりがけで行ったのですが、学校に全然関係ない人でも、出水市では読書活動で日本一を目指していて、いろんな運動を市民を巻き込んでやっているということを知っていたんです。60万都市と7、8万の市では違うのですが、きちんとしたアドバルーンを揚げて、それを4、5年間かけてやるということも、そろそろ考えたほうがいいんじゃないかと思いました。もちろん点検評価も大事です。教育振興基本計画を、膨大な労力を注いで作ったわけですから、それはやっぱり肉付けして、実績をあげるのは大事ですから、今、委員の皆さんがおっしゃったようなことに配慮して進めていってほしいです。その上で、プラスアルファも考えるべきだと思います。

委員 法改正の趣旨で、教育委員会会議の形骸化などが根底にあって点検評価が規定されたということですが、今おっしゃられたように、もっと教育委員会の方から情報発信することは、私も大事だと思います。ある意味、総花的な計画を作って評価していただくですと、市民の目から見ても、また教育委員から見てもどうなんだろうとは思いますが。教育委員からも市民からも、教育に対して肩入れができるようなことをした方がいいのかな、と確かに思います。例えば、家庭教育の充実においては、父親の子育てに対する理解を深めるための何かを開催して、そこに教育委員も参加して実際に情報発信するなどということも考えていいと思います。教育長がおっしゃられるように、学校教育課に集中して大変だという事務的な問題は確かにありますので、そこは改善しなければなら

ないと思いますが、一方で、委員長がおっしゃられるような情報発信もした方がいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、教育委員会活動の点検・評価の実施方法等は、事務局案のとおりとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、事務局案のとおり決定いたします。我々にできることは何でも協力しますので、この件についてはぜひ頑張って進めていってほしいと思います。よろしくをお願いします。



## (2) 鹿児島市スポーツ振興審議会への諮問事項について

委員長 それでは、報告事項(2)について市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 別紙の協議事項関係資料②をご覧ください。本件は、鹿児島市スポーツ振興審議会条例に基づきまして、教育委員会から同審議会へ諮問する事項についての協議をお願いするものです。市民スポーツ課の案としましては、「スポーツを『支える』ためのシステムづくりについて」を諮問事項としたいと考えているところでございます。生涯スポーツあるいは競技スポーツを推進していくためには、今後、スポーツを支える人、あるいは支援のあり方等が重要になるのではないかとこの観点から、このテーマを審議会に諮りたいと考えております。審議会では、今後2か年の間に6回の会議を開催いたしまして、先ほどの定第17号議案でご決定いただいた委員の方々に、諮問事項を調査審議していただき、その結果を教育委員会に答申していただくこととなります。次のページをお開きください。平成7年度から昨年度までの諮問事項を掲載しておりますのでお目通しいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご協議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明についてご質問などございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、鹿児島市スポーツ振興審議会への諮問事項は、原案のとおりとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、平成23年度、24年度のスポーツ振興審議会への諮問事項は、「スポーツを『支える』ためのシステムづくりについて」に決定いたします。

## 7 報告事項

### (1) 平成23年度鹿児島市立高等学校入学者選抜学力検査における個人の得点の開示状況について

委員長 それでは、続きまして報告事項(1)について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項関係資料①をご覧ください。平成23年度鹿児島市立高等学校入学者選抜学力検査における個人得点の開示状況について、ご報告いたします。平成23年3月17日から4月18日までの期間に、開示要領に基づき市立3高校が開示した件数は、鹿児島玉龍高校が99件、鹿児島商業高校が70件、鹿児島女子高校が152件、3校合計で321件でございます。これは総受検者638人の50.3パーセントに当たる件数でございます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員 情報開示して、何か意味があるんですか。何人開示したということを一 generally 知らしめて何の意味があるのかな、と。開示率が一番高かったのはどこ高校とありますが、それがまた違った競争意識を生むのではないですか。これは不合格の人にも開示するんですか。

学校教育課長 はい。対象は受検者ですので、合格・不合格を問わず開示要望できます。

委員 自分の点数を、通っていた予備校や塾に持って行ったら500円の図書券をもらえるという話を聞きますと、何のための開示かと思えますね。受験生がみんな持ってくれば、それは立派な資料が出来ますよ。模擬試験の点数と合わせれば、どのレベルの子がどの高校に受かっているのか分かりますから。そんなことのために開示するのではない、と私は反対したことがあったんですが、今は情報開示の社会ですので開示しているんですね。

委員 これは全員ではなく、希望者のみに開示しているんですね。

委員 そうです。塾の先生に持ってきてと言われて、開示を希望する子がいるんですよ。

委員 開示を請求するのは国民の権利ですから、要望があれば開示するのが義務ですよ。しかしながら、おっしゃるように、それを予備校が500円で買うというのは、歪んだ評価を生む可能性が確かにありますね。開示した情報をどのように活用するかというのは、何らかの形で予備校等に確認したほうがいいのかもしれないですね。

委員 予備校も必死でしょうからね。

委員 個人情報を持ってきて私に教えてごらん、というのを予備校が学生に要求するのは、法的に問題になることはないんですか。

委員 個人情報ですので、個人がどのように利用するかについて制限はありません。したがって、予備校が任意提出してくださいというものを提出することについては、何ら問題はありません。

委員 500円の図書券の謝礼があっても良いわけですか。

委員 自分の情報を提供することに、たまたま対価があったということですので、問題にはなりません。

委員 法的には問題はないということですね。しかし道義的にはちょっと、と思いますね。

委員 ただ、その情報を開示することによって市の教育上何らかの問題があるというのであれば、それには対応しなければならないと思います。そのように利用されるということは、高校の序列化という側面があるのだらうと思いますね。

委員 不合格だった子が、合格最低点を知ることができるんですね。あと3点足りなかったのか、ならば1年浪人して来年は合格するぞ、という刺激を求めて開示を要求するケースも中にはあります。

委員 大学受験ではそういうケースはすごく多いと思います。情報開示の結果が、1年間どうしようかという自分なりの基準になって、本人にとって役に立つのであれば、非常に良いことだと思います。そもそも、先ほども言ったようにそれ自体は法律で認められた権利ですからね。

委員 この情報開示では、設問別の正誤が分かるんですか。

教育長 いいえ。分かるのは教科ごとの点数です。国語何点、数学何点、5教科総点何点というふうに出ます。

委員 それでは、開示を受けたからといって、自分がどこを間違えたかは分からないんですね。

教育長 分かりません。教科で何点だったかしか分かりません。平均点は分かります。

委員 それでは何のために開示をするのか理由が分からないんですが。

委員 公立の試験は問題が開示されているので、自分できちんとチェックしていれば、どこを間違えたかというのは分かります。

委員 今は答えは○×ですか。我々の時代はちゃんと書いていましたが。

教育長 今も記述式ですよ。最後のほうに選択式もありますが。

委員 この情報開示は何年になりますか。十何年しているんじゃないですか。

学校教育課長 平成16年度からですから、7年になります。

委員長 ほかにございませんか。

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## (2) 東日本大震災における被災児童生徒等の就学援助及び幼稚園保育料について

委員長 それでは、報告事項(2)について、総務課長、説明をお願いします。

総務課長 報告事項関係資料②をご覧ください。先ほど、定第24号議案で審議していただきました高等学校入学料の免除の件と直接の関連はございませんが、東日本大震災における被災児童生徒等の就学援助及び幼稚園保育料について、ご報告いたします。東日本大震災における被災地域の児童生徒等が本市に避難し、

市立学校等に入学する場合は、本年度は特別の配慮をすることといたしております。1の就学援助の特例措置をご覧ください。就学援助とは、義務教育を受ける小中学生が、経済的理由により就学が困難な場合に、給食費や学用品費等を援助する制度でございますが、その取扱いを、被災者等につきましては、認定と支給を可能な限り速やかかつ弾力的に行うこととしております。①の認定手続は、通常は、前年度所得を確認した上で、申請分をまとめて認定しておりますところを、特例としまして、被災地等からの転入児童生徒等である事実が保護者等の申し立て等で確認できましたら、所得要件は設けずに随時認定することといたしました。また、支給時期につきましても、毎月できるだけ早い時期に支給することとしております。(2)の対象者でございますが、5月23日現在で10世帯16人となっております。次に、2の市立幼稚園保育料につきましても、同様に所得要件を設けず、保育料を年額でしたら75,600円になりますが、これを免除することといたしました。こちらにつきましては、5月23日現在で対象者はおりません。

以上で報告を終わります。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### (3) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(3)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの51ページをお願いいたします。教育委員会関係の主な行事についてご報告いたします。まず、市郡中体連総合体育大会ですが、記載してありますとおり2つの期間に分けて競技を行います。次に、第21回椋鳩十児童文学賞授賞交流会を、6月8日に東京で開催することになっております。鹿児島では5月10日に授賞式並びに交流会を開催し、委員の皆様にもご参加いただきましたが、この文学賞の普及と本市のPRを目的に、東京でも交流会を開くものでございます。以上でございます。

委員長 このことについて、何かございませんか。

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

## 7 その他

委員長 最後に、前回の定例会で話題になりました、学校への携帯電話の持込み等について事務局は報告してください。

青少年課長 前回おただしのありました携帯電話の所持率ですが、昨年度9月に実施した調査によりますと、市立小学校が9.5パーセント、市立中学校が22.7パーセント、市立3高校が95.0パーセントでございます。原則として学校

への持込みは禁止ですが、保護者からの申し出等によっては、理由を聞き取ったうえで学校長が判断するというところでございます。以上でございます。

委員 持込み禁止は高校もですか。

青少年課長 高校では、玉龍高校だけは校長判断で持込みを認めております。ただし、校内では使わないというルールです。

委員 あとの2校は禁止なんですか。

青少年課長 鹿商と女子高は、原則として持込み禁止です。

委員 それはおかしいですね。みんな持ってきていますよ。原則禁止というほうが実態に合っていないとおかしいです。

委員長 委員のご意見は。

委員 基本的に、みんな持ってきているものを原則禁止とするのはおかしいと思います。実際利用するわけで、しかも大学生になったら、逆に持込みが当然になるのですから、慣らしておく必要があると思います。これからはスマートフォンの時代になるのですから、スマホの使い方を教えてあげるくらいのほうがいいと思いますね。

委員 鹿商と女子高は原則持込み禁止ということですが、具体的にはどういうふうに禁止しているんですか。ただ口頭でそう言っているだけなのか、実際に持ち物検査などをするのか。

青少年課 特に検査をするということではありません。授業中にメールを打ったりして授業妨害にならないよう、そのように取り決めているところです。また、今はメールを使った犯罪なども起きておりますので、校内では目の届かない場所もあり、不測の事態に陥らないよう、禁止しているところです。

委員 大学受験のメールを使ったカンニング事件がありましたね。なぜ入室前に取り上げられないのか不思議ですけれども。

委員長 この件はこれぐらいでよろしいでしょうか。

委員 はい。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 次回の定例会の日程等についてご説明いたします、次回は、6月14日火曜日に、鹿児島商業高等学校で開催いたします。13時30分から16時30分までで、主な内容としましては、定例会に合わせまして授業の視察、生徒との意見交換、部活動の視察を行っていただきたいと考えております。また、その次の7月の定例会でございますが、7月8日金曜日、時間は11時から12時まで、ここ、教育総合センターで開催いたします。以上です。

## 8 閉会

委員長 それでは、ほかに何かございませんか。

委員長 無いようですので、本日の会はこれで終わりとします。

【以上】